

○江田島市文化財保護条例

平成16年11月1日

条例第88号

改正 平成17年9月9日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、市の区域内に存する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、江田島市民の文化的向上に資するとともに文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆蹟、典籍、古文書、民俗資料
その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上保護価値の高いもの及び考古資料
- (2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上保護価値の高いもの
- (3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他物件で住民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの
- (4) 史跡、名勝、天然記念物 史跡、名勝及び天然記念物

(指定)

第3条 江田島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法及び広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）に指定されたものを除き、市の区域内に存する文化財のうち重要と認めたものを市重要文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により指定文化財に指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により指定文化財に指定したときは、その旨を告示するとともに所有者等に通知しなければならない。

(解除)

第4条 教育委員会は、指定文化財が市の区域内に所在しなくなった場合又はその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除し、その旨を告示するとともに所有者等に通知しなければならない。

(管理方法の指示)

第5条 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、指定文化財の管理について、必要な指示をすることができる。

(管理又は修理)

第6条 教育委員会は、指定文化財のうち、特に価値の高いもので管理又は修理若しくは保存のため、特別の援助を必要とするものについては、適当な措置を講ずることができる。

(現状変更の承認)

第7条 指定文化財の所有者等は、その現状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(出品又は公開)

第8条 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、出品又は公開をするよう勧告することができる

2 前項の規定による出品又は公開に要する経費は、教育委員会の負担とする。

(管理及び保存の義務)

第9条 指定文化財の所有者等は、この条例及び条例に基づく規則並びに教育委員会の指示又は助言に従い、指定文化財の管理及び保存に努めなければならない。

(管理状況の報告)

第10条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、指定文化財の現状並びに管理及び保存の状況について報告を求めることができる。

(管理に関する届出)

第11条 指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 所有者及び権限に基づく占有者の変更があったとき。
- (2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所の変更があったとき。
- (3) 指定文化財の全部又は一部について滅失、損傷、亡失又は盗難があったとき。
- (4) 指定文化財の保存場所を変更するとき。

(文化財保護委員会)

第12条 教育委員会の附属機関として、江田島市文化財保護委員会（以下「保護委員会」という。）を設置する。

2 保護委員会は、市文化財の指定、保護及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又はこれに関し意見を述べ、若しくは指定文化財についての調査、研究その他第1条に規定する

目的を達成するため必要な事業を行う。

- 3 保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、その組織運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委員の費用弁償)

第13条 委員の費用弁償の額及び支給方法は、江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年江田島市条例第33号）に定めるところによる。

(委任)

第14条 この条例に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の江田島町文化財保護条例（昭和53年江田島町条例第6号）、能美町文化財保護条例（昭和57年能美町条例第6号）、沖美町文化財保護条例（昭和58年沖美町条例第4号）又は大柿町文化財保護条例（昭和56年大柿町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月9日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の江田島市文化財保護条例の規定は、平成17年4月1日から適用する。